

ポリソルベート類及び次亜塩素酸水の規格基準案の変更に係る疑義照会への対応について

1. これまでの経緯

食品安全委員会の行った食品健康影響評価の結果とリスク管理機関が講じようとする施策の整合性について疑義が生じた場合は、別添資料 3－2 の照会手続きにより食品安全委員会に照会することとされている。（平成 18 年 4 月 6 日、第 138 回会合）

今般、厚生労働省より、既に食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、評価結果を通知しているポリソルベート類及び次亜塩素酸水について、リスク管理措置の施行にあたり、当初の規格基準案を変更する必要性が生じたため、食品安全委員会に確認を求められたものである（別添資料 3－3，3－4）。

なお、本件は照会手続きを行う初めてのケースである。

2. 照会の内容について

今回の厚生労働省の規格基準の変更は、食品安全委員会の通知した食品健康影響評価に影響を及ぼすものではないことから、改めて食品安全委員会に諮問する必要はなく、照会手続きにより対応可能と考える。疑義照会の内容は以下のとおり。

① ポリソルベート類（別添資料 3－3）

厚生労働省は、国際的な整合性に鑑み、対象食品群を含む使用基準案を変更予定である。食品安全委員会としては、既に一日摂取許容量（ADI）が 10mg/kg 体重/日以内であれば安全性が担保される旨評価済みであることから、新たな使用基準案を基に推定した一日摂取量が ADI 10mg/kg 体重/日以内であり、既に通知した評価結果（ADI を 10mg/kg 体重/日とする。）に影響するものではないことを確認する必要がある。

② 次亜塩素酸水（別添資料 3－4）

厚生労働省は、微酸性次亜塩素酸水について、当初案である 10～30mg/kg（下方濃度）及び 50～80mg/kg（上方濃度）に、中間濃度である 30～50mg/kg を追加する予定である。食品安全委員会としては、上方濃度であれば安全性が担保される旨評価済みであることから、中間濃度について規格を追加しても、通知した評価結果（最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。）に影響することはないことを確認する必要がある。